



損保ジャパン日本興亜

建設業向

平成26年7月改定



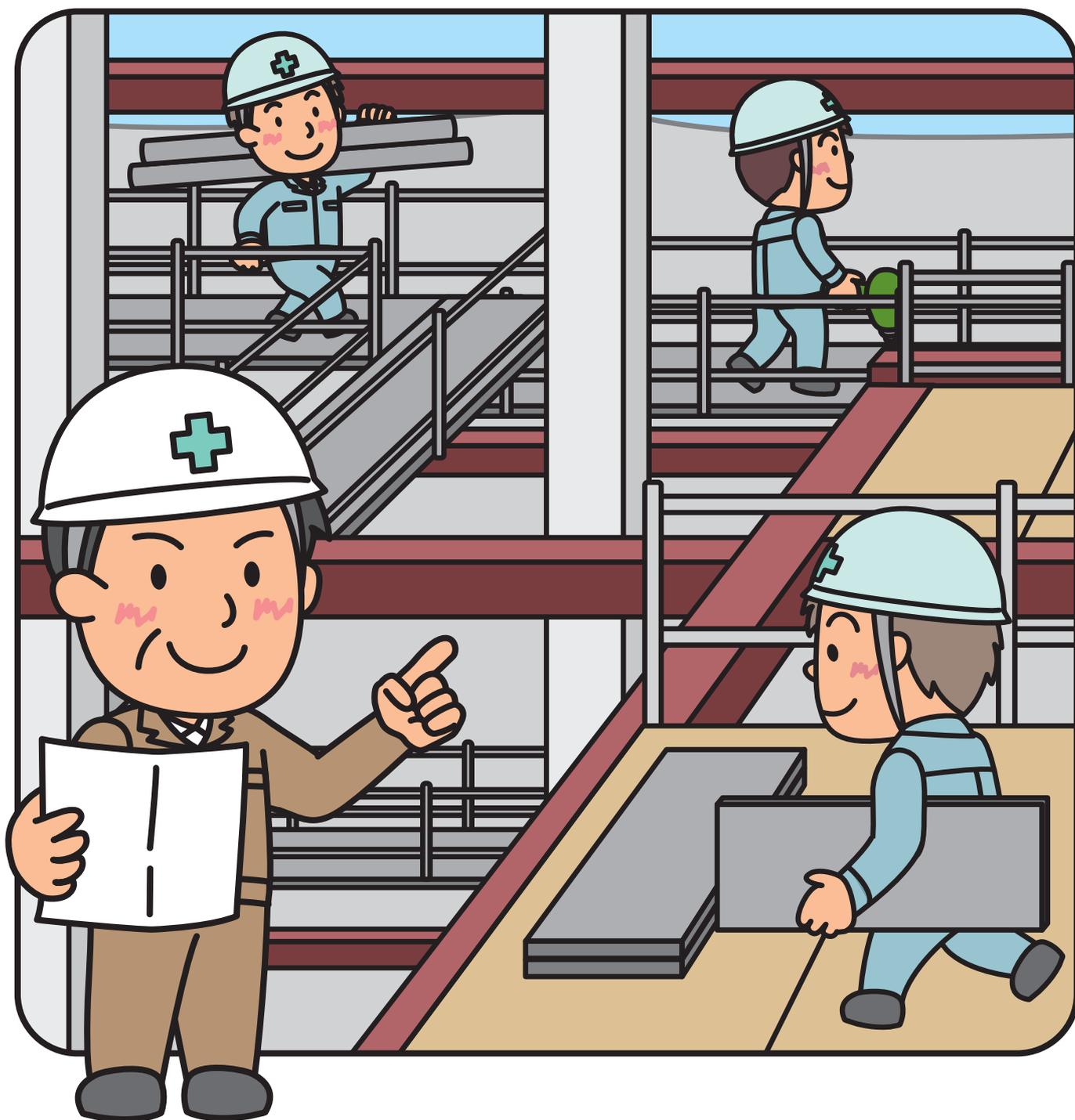
損保ジャパン

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

経営事項審査対応商品

# 経点越え

労働災害総合保険普通保険約款／通勤災害担保特約条項／  
下請負人担保特約条項 ほか



# 「経点越え」は、経営事項審査ポイントの加点対象となる、建設業者専用の労災総合保険(法定外補償)です!

## 「経点越え」の特長

- ① 建設業向けの専用商品で、経営事項審査の加点対象!
- ② 下請企業の従業員や臨時雇の方も含めて、幅広く補償! \*下請負人自身(下請企業の事業主や一人親方等の特別加入者)は対象外となります。
- ③ 1年間のすべての工事をまとめて補償! (保険のかけ忘れの心配が不要です。事務手続きも簡単です。)

### ★ 保険の対象となる方

次のすべてを満たす、政府労災保険等に加入されている事業主

- ① 建設事業(事業種類番号31~38)のみを行っていること。  
(建設事業以外の事業種類番号でも届出を行っている場合は、「経点越え」の対象外となります。)
- ② 前期完成工事高※30億円以下  
※保険契約締結時に把握可能な、直近の会計年度における年間完成工事高をいいます。

### ★ 保険の対象となる被用者

- ① 貴社の正規従業員および臨時雇
- ② 貴社の下請企業の従業員  
※「下請負人担保特約条項」により貴社の下請企業の従業員は補償の対象に含まれますが、下請負人自身(下請企業の事業主や一人親方等の特別加入者)は対象外となります。

### ★ 保険の対象となる事故

政府労災保険等の給付対象となる次の労災事故が対象となります。

- ① 元請・下請を問わず、すべての工事中の労災事故
- ② 業務上に加え、通勤(出勤・退勤)途上の労災事故

## 保険金額と補償内容

貴社の従業員および下請企業の従業員の方が、業務上の災害または通勤途上の災害によって死亡されたり、後遺障害(1~7級)を被られた場合に、政府労災保険等の上乗せ補償として、貴社が給付する補償金を保険金額を限度に、保険金として貴社にお支払いします。

【保険金額(1口あたり)】

死亡	後遺障害 1級	後遺障害 2級	後遺障害 3級	後遺障害 4級	後遺障害 5級	後遺障害 6級	後遺障害 7級
500万円	500万円	500万円	500万円	400万円	350万円	300万円	250万円

最大4口までのご加入が可能です!

【ご注意】

1. 貴社が法定外補償規定を定めている場合、保険金額(加入口数分)が貴社の法定外補償規定に記載されている金額以下になるように、口数を選択してください。
2. 業務上災害、通勤災害とも上記保険金額となります。

## 経営事項審査との関係

「経点越え」は、経営事項審査の加点対象となる「法定外労働災害補償制度」の要件を満たしています。  
審査項目の「W1(労働福祉の状況)」において加点対象となります。(平成26年1月現在)

### 加点対象となるための3条件

すべての工事について、

- ① 死亡および後遺障害1~7級を対象としていること。
- ② 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること。
- ③ 貴社の従業員および下請負人の従業員のすべてを対象としていること。



## 保険料例(加入口数 1口あたり)

【\*保険期間:1年 \*保険料払込方法:一括払 \*加入口数:1口】

前期完成工事高	工事種類	建築工事	土木工事
1億円		16,200円	64,500円
10億円		146,000円	581,000円

\*建築工事:建築工事(住宅・ビル建築、内外装工事等)および建物の付帯設備工事(電気・給排水・空調工事等) \*土木工事:土木工事(上下水道・造園・道路工事等)

実際の保険料のお見積りにあたっては、次の内容をお知らせください。

工事種類ごと(建築工事・土木工事)の「前期完成工事高」

ご希望される加入口数(最大4口まで)

【ご注意】 \*建築工事、土木工事の合算で、前期完成工事高が30億円を超える場合は、「経点越え」でのお引受けはできません。通常の労災総合保険(法定外補償)へのご加入をご検討ください。

## 確定保険料方式について

この保険では、原則、「確定保険料方式」(ご契約が終了した時点で確定精算を行わない契約方式)としてご契約いただくこととなりますが、次の点にご注意ください。

- ◎保険契約締結時に把握可能な「貴社の直近の会計年度における年間完成工事高」(以下「前期完成工事高」といいます。)をお知らせいただけます。
- ◎保険契約終了後に保険料の追徴、返れいがありません。ご契約手続きが簡素化されますが、当該年度の実際の見込みの完成工事高が前年度に比較して低くなるのが予想される場合でも、前期完成工事高をもとに計算された保険料をお支払いいただくこととなります。
- ◎保険期間の中途や継続契約において、この方式を変更することはできません。
- ◎下記に該当する場合は、確定保険料方式でのお引受けはできません。通常の労災総合保険(法定外補償)での設計をおすすめします。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
  - ・新規事業参入で、前年工事実績がない場合
  - ・工事種類(建築工事、土木工事)ごとの前期完成工事高が客観的資料により証明できない場合 など

## 保険金をお支払いする場合／保険金をお支払いできない主な場合

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
業務上・通勤・途上の事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎被保険者(注1)の被用者(注2)が業務上災害(注3)によって身体障害(死亡、後遺障害)を被り、政府労災保険(注4)等の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、保険金(死亡補償保険金、後遺障害補償保険金)をお支払いします。</li> <li>(注1)被保険者とは、事業主(企業)をいいます。</li> <li>(注2)被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者(正規従業員、アルバイト、パートタイマー等)のうち、保険証券に記載された者をいいます。</li> <li>(注3)通勤途上(出勤および退勤)についても、「通勤災害担保特約条項が付帯されており、保険金お支払いの対象となります。</li> <li>(注4)被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等(以下「政府労災保険等」といいます。)の保険関係が成立していることが必要です。</li> <li>◎この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定および後遺障害の等級等については、政府労災保険等の認定に従います。</li> </ul>	<p>次に掲げる事由によって被用者が被った身体の障害については保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害</li> <li>②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害</li> <li>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害</li> <li>④被用者の故意、重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体障害</li> <li>⑤被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害</li> <li>⑥風土病による被用者の身体障害</li> <li>⑦被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体障害</li> <li>⑧核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による被用者の身体障害</li> <li>⑨職業性疾病(じん肺症等)による被用者の身体障害</li> <li>⑩石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害 など</li> </ul>

## 事故発生の際のお手続き

- (1) 万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
  1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。  
事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体の障害の程度
  2. 身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。
  3. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
  4. 上記の1.~3.のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、当社の損害の調査に協力をお願いします。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち当社が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故(災害)の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災保険等の給付請求証(写)、政府労災保険等の支給決定通知書(写) など
③	身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲等が確認できる書類	診断書(死亡診断書)、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収証、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定(写)、補償金受領書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	※示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収証、承諾書 など

※保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故(災害)の内容(ケガの程度)および身体の障害に対する補償の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- (3) 上記(2)の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

## ご注意

- ご契約の際は、保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。特に、保険料算出基礎数字となる完成工事高等の保険料計算に関する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
  - この保険は、直近の会計年度における年間完成工事高を根拠にご加入いただくため、保険期間終了後の確定精算はありません。  
ご契約時に、年間完成工事高につきましては正確に申告ください。
  - 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
    - (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(保険契約申込書および付属書類の記載事項すべてをいいます。)について、当社に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
    - (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。  
(※) 保険契約申込書および付属書類の被保険者、対象とする被用者の範囲、他の保険契約等、ならびに危険に関する重要な事項として当社が別に提出を求めた告知書等の記載事項をいいます。
  - 通知義務(ご契約締結後における注意事項)  
次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または当社までご通知ください。  
ご通知や追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
    - 法定外補償規定の新設または変更をする場合
    - 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合  
※ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。(※) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または当社までご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または当社までご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、当社まで通知する必要はありません。)
- また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または当社まで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、当社からの重要なご連絡ができなくなります。
- ご契約者の住所などを変更される場合
- ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険証券は、大切に保管してください。また、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項を付帯した場合を除いて、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- 保険料を分割でお支払いいただいている場合、第二回目以降の分割保険料は、毎月所定の振込期日までにお支払いください。払込期日を1か月経過した後そのままお支払いがない場合、払込期日後の事故については、保険金をお支払いできません。
- 払込猶予期間(保険料払込期日の属する月の翌々月25日。詳細は約款をご確認ください。)までに所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した災害(初回保険料の場合は保険期間の初日以降に発生した災害)に対しては保険金をお支払いできません。

- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項を付帯した場合を除いて、ご契約と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた災害に対しては保険金をお支払いできません。
- 法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付の他に一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めている場合は、法定外補償条項(保険)については、その規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。
- 保険金を受け取った被保険者は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- この保険(労働災害総合保険)は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりません。
- 個人情報の取扱いについて  
当社は、本契約に関する個人情報、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記(1)から(4)まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
  - (1) 当社が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
  - (2) 当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
  - (3) 当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
  - (4) 当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。  
当社の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については当社公式ウェブサイトをご覧ください。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## ご連絡・お問い合わせについて

◆おかけ間違いにご注意ください

### ①当社への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】

**0120-888-089**

<受付時間>

平日：午前9時～午後8時  
土・日・祝日：午前9時～午後5時  
(12月31日～1月3日は休業)



### ②保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



**0570-022808** <通話料有料>

PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

### ③事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに当社または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

**0120-727-110**

<受付時間>

平日：午後5時～翌日午前9時  
土・日・祝日：24時間  
(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、当社または取扱代理店までご連絡ください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111  
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111  
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先